

## パブリックコメントの実施結果について

佐世保市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に対するパブリック・コメントのご意見及び回答

実施期間：令和2年12月9日（水）～令和3年1月15日（金）

受付人数：10名 意見件数：26件

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答（障がい福祉課）
1	P.21(2) 一元的サービス	させば街ナビで「障がい児が使えるサービス」（福祉系、医療系に分けて）のくくりで、表示はできないのでしょうか。	<p>「させば街ナビ」では、障がいをお持ちの方などへの障がい福祉サービスの種類や事業所をお知らせする「障がい福祉サービス事業所マップ」を掲載しています。</p> <p>このマップでは、障がい福祉サービスを障がい者が受けられるもの、障がい児が受けられるもの、年齢に区別がなく受けられるものについて、その内容や事業所を幅広くお知らせするために案内しているものです。</p> <p>このように、年齢に区別がなく受けられるサービスもあることから、現在は障がい児のみに絞った表示は行っていないですが、今後も、幅広くお知らせできるよう、より良い表示方法の実施に努めてまいります。</p>
2	—	<p>幼児期や学齢期での学校教育の充実の取り組みとして教職員への研修の充実とありますが、これは是非義務化してやっていただきたいです。先生によってとても熱心な方、そうでない方いらっしゃいますし、もっと言えば学校によっても違います。このような差があってはならないと思います。そして ICT を活用した学習をぜひ早く進めて頂きたいです。学習が困難な子供たちに ICT を活用することで学習がしやすくなる例もあるので是非学校教育課の方々と連携して教育支援を宜しく願います。</p>	<p>ご意見のとおり、学習が困難な子どもが抱える様々なニーズや困りごとに対し、適切な支援を行っていきけるよう、関係部局や、機関、関係者との連携に努めてまいります。</p>

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課)
3	P. 26 地域支援生活拠点等が有する機能の充実	<p>書いてある通り、親なき後の事はとても気になり、安心して、住み慣れた環境で子どもが過ごしていけるという事は、子どもを残していく親の願いです。</p> <p>個々の持つ特性によっては、何回も繰り返し経験を積まないで、共同生活に踏み切れなかったり、人間関係を築くのに、周りの職員さんのサポートが必要だったりします。現在、グループホームの体験を希望しても、どこかの施設が受け入れ可能か情報が入りにくく、あまり利用できない状態だと感じます。</p> <p>緊急時に対応できるようにしておくには、利用者にも準備が必要です。グループホーム体験や、ショートステイを利用しやすいように、情報管理などの環境を整える事は可能でしょうか？</p> <p>それに関係すると思うのですが、人材育成も必要だと思います。重い障害を持った人にも対応できる人を育てる研修などを、継続して行っているという事はありますか。</p>	<p>ご意見のとおり、緊急時に対応できるようにしておくには、事前の準備が必要です。短期入所やグループホームの空き状況は日々変わることから情報の管理は難しく行っていますが、今後より使いやすいサービスとなるよう空き情報等の情報提供の方法を検討してまいります。</p> <p>人材育成については、本市主催の事業所向け研修会のほか、長崎県主催の研修、関係協議会へ委託している研修があり、今後も専門性の向上などに意を用いてまいります。</p>
4	P. 35 短期入所	<p>障がい児の短期入所は何件あったのでしょうか。佐世保市内施設での件数とかわかりますか。重度、軽度も気になります。大人と同じ制度の中で児童の利用希望、利用実態の把握はできているのでしょうか。</p>	<p>令和元年度に、利用希望として把握している数は、支給決定を受けている児童 78 名です。</p> <p>利用実態としては、29 名の方（全体の 37.2%）が利用されています。内訳（延べ数）は、市内の 3 事業所で 4 名、市外の 10 事業所で 31 名、合計 35 名です。（1 名の方が複数利用されることもあります。）重度の方や、医療的ケアが必要な方は医療型を利用することができ、35 名のうち 16 名の方が医 1 療型を利用されています。また、利用件数（延べ件数）は、全体 768 件のうち 134 件（全体の 17%）が児童の利用となっております。</p>

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課)
5	P. 35 短期入所	<p>利用の条件が親が病気等の場合と書かれていますが、レスパイトの意味も含めてもっと気軽に利用しやすい制度であってほしいと思います。</p> <p>障がいを持つお子さんの世話にかかりきりになると、どうしてもそのきょうだいたちの世話は後回しになることが多くなります。その子たちとしっかり向き合う時間を確保することも重要です。また、のちに、施設に入所することを想定し、日頃から親元を離れて生活する練習のために、短期入所を利用することもあります。もちろんお母さん自体が体を休める時間を確保することも必要です。お母さん方の中には子どもを短期入所に預けることを怠けていると捉えられるのではないかと不安がられる方もいらっしゃいます。</p> <p>専門的人材の確保、安定した受け入れ先の確保を切に願います。</p> <p>他県では短期入所や行動援護が当たり前前に利用できていたのですが、こちらに来てからはまず制度が親御さんの間に周知されていないこと、利用できるところがほぼないという状況に非常に驚いています。</p> <p>今後サービスの拡充や周知、それに伴う職員研修、他市との情報交換など専門的人材の確保についてどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたく思います。</p>	<p>短期入所やレスパイトのことなどに関するご意見、誠にありがとうございます。</p> <p>短期入所について、厚生労働省は「居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等へ入所施設において入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な支援を行う」と位置付けていることから、佐世保市においても、介護者の疾病だけでなく、その他の理由においても利用は可能としております。</p> <p>特に緊急時においては、契約事業所がないと利用が難しい場合がありますので、あらかじめ契約・利用をし、有事に備えておく必要性もあると考えます。事前に契約・利用をしておくことでお子様の不安感や負担感は軽減されると思います。</p> <p>お子様の契約・利用と合わせて保護者様のレスパイトとして計画的にご利用ください。</p> <p>市内で障がい児が利用できる短期入所事業所は令和3年1月時点で4事業所と少なく、解決すべき課題の1つと考えております。現在、佐世保市地域自立支援協議会専門部会の子ども部会にて議題として挙がっており、今後も協議を深めてまいります。</p> <p>また、日中のみにはなりますが、保護者のレスパイト目的で利用できる日中一時支援事業もありますので、そちらのサービスのご利用について、相談支援事業所へご相談の上ご検討ください。</p> <p>短期入所利用などの障がい福祉サービスについて、今後も市のホームページや広報紙など広く周知してまいります。また、実際に相談や受け入れなどを行う相談支援事業所や短期入所事業所などへも周知</p>

6	<p>現状、佐世保市にはショートステイをお願い出来る施設がありません。</p> <p>佐世保市にて、立ち上げをお願い致します。重度の自閉症児を抱えている家庭にとっては、重要な問題です。</p>	<p>し、より使いやすい制度となるよう努めてまいります。</p>
7	<p>ショートステイについてです。</p> <p>私がもし入院した時に預ける所をと思い、ショートステイを探しました。</p> <p>佐世保市には、ショートステイが無くて、肢体不自由の方が利用されている事業所を訪ね、子供が自閉症、知的障害。また、パソコンに興味があり触ることなどを伝えました。</p> <p>事業所内の会議の結果、子供の利用が認められ、1日だけ預けましたが、次の日、パソコンを触って大変だったこと、自閉症の特性に、他の利用者さんが落ち着かないなどの理由で断られました。</p> <p>自閉症を預かった事がないスタッフの方の解釈と、私が伝えた事のズレがあったようでした。</p> <p>その後、佐世保市には重度の自閉症を預かるところが全く無いのに驚きました。</p> <p>私の友人達も、重度な自閉症の為、事業所を断られました。</p> <p>佐世保市の周りの市には、ショートステイがありますが、何故佐世保市には無いのでしょうか？</p> <p>佐世保市には、重度の自閉症の方の受け入れ先が必要だと思います。また専門知識、スタッフを育てる場、ショートステイをされる事業所さんへの支援が必要だと思います。</p> <p>是非、佐世保市に、「ショートステイ」をお願いします。</p>	<p>職員研修については、本市主催の事業所向け研修会のほか、長崎県主催の研修、関係協議会へ委託している研修があり、今後も専門性の向上などに意を用いてまいります。</p>

8		<p>ショートステイを利用する理由として保護者や兄弟児の病気やケガに伴って入院するなど、緊急性がある場合に限られたケースが多いように思えます。</p> <p>緊急の場合でも、空気がなくあっさり断られた経験もあり大変困った経験もあります。</p> <p>その他、兄弟児に向き合う時間を確保したり親が疲れきってしまう前に、少し休憩を取るなどレスパイトの役割もあると思うのですがどう思われますか。</p> <p>障がい児者の子育てはとても過酷なのです。</p> <p>現在の雰囲気として利用しにくい感じがあります。病気以外で利用することがなまけていると受け取られるかもとか、罪悪感を感じる場合があります←敷居が高い</p> <p>障がい児の子育ては過酷で疲労困憊な保護者も多く、精神的に辛くなり鬱になる方も凄く多いです。</p> <p>佐世保市はショートステイできる場がゼロです。</p> <p>虐待や親子心中、自殺等悲しい結末になる前に前向きな検討を是非ともお願いしたいです。</p> <p>どうかよろしく申し上げます。</p>	
9	—	<p>佐世保市、及び県北地域の障がい児童ショートステイについて、お尋ねします。</p> <p>現在必要があれば、わかたけの家や清風園で、受け入れをして頂いているようですが、重度の障がい児童であったり、職員が付いていなければならないような児童の場合も、対応はして頂けるのでしょうか。</p> <p>また（印象として）、利用の理由として、家族が病気やケガで入院したりなど、緊急時の場合に対応されているのかなと思います。それ以外にも、兄弟児と向き合う為や、親が疲弊しきる前に、少し休息をとってもらうなど、レスパイトとしての役割</p>	<p>児童養護施設の若竹の家や清風園のショートステイについては、子ども未来部子ども子育て応援センターが担当部署になります。</p> <p>ただし、重度の障がい児童は対応が整っていないことから、利用は難しいようですので、障がい福祉サービスの短期入所をご利用ください。</p> <p>障がい福祉サービスの短期入所については、ご協力のご提案について、誠にありがとうございます。No.5 からNo.8 にてお答えしておりますが、今後も、より使いやすい制度となるよう努めてまいります。</p>

		<p>もあると思うのですが、雰囲気として、親が楽をする為に…や、預けっぱなしではないのかと受け取られそうで、ハードルが高いという気持ちになります。他の市町村では、普通に行われるサービスなのに、佐世保市には何でないのでしょうか。</p> <p>今後、障がいを持つ児童が利用できるショートステイができる事を希望します。</p> <p>私達親も、協力しながら何かできる事があれば、協力させて頂きたいです。</p>	
10	—	<p>障がいのある子供への支援の充実とありますが、おそらく年に1回もしくは2回子ども支援課の担当の方からお電話を頂きます。家は子供4人ワンオペ育児で4人とも発達障がいなのでそれもあってお電話を頂いてるのかなと思っていますがお話を聞いて頂けるのはとても嬉しいのですが支援に繋がることは今までのところありません。電話を頂いてるということは何かしらリスト等あると思うのですがそういう方たちの中でレスパイトが必要な方等いると思います。</p> <p>レスパイトの進め等あればとても嬉しいです。というのも佐世保はとてもレスパイトの認知が低いという印象です。ショートステイ等に何かしら理由がある場合に預けるのはもちろん対応していただいたことがあるのですが休息のために子供を預けるという敷居の高さをレスパイトがあまり認知されていないためものすごく感じます。応援センター等機能をもう少し充実させていただけると助かります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。短期入所などの障がい福祉サービスについて、今後も市のホームページや広報紙など広く周知してまいります。</p> <p>また、相談支援事業所や短期入所事業所へも周知し、より利用者が使いやすい制度となるよう努めてまいります。</p> <p>なお、子ども子育て応援センターにおいてもショートステイを実施しておりますので、詳しくは市のホームページ（「ショートステイ」で検索）または応援センターまでお問い合わせください。</p>
11	—	<p>障がい児のショートステイ利用について、現在児童養護施設でショートステイ対応されてるようですが、ショートステイ利用の理由として緊急時に必要になってくると思うのですがそのときに障害の程度で利用できない場合もあるのでしょうか。も</p>	<p>児童養護施設におけるショートステイについては、子ども未来部子ども子育て応援センターが担当部署になります。</p> <p>障がいの程度によっては、利用できる場合もあるそうですので、詳細については子ども子育て応援センターへお問い合わせください。</p>

	し受け入れが難しい場合はやはりそういった支援は受けられないのでしょうか。	障がい福祉課では、障がい福祉サービスの短期入所の支給決定を行っています。利用の際には、障がい福祉サービス受給者証が必要ですので、障がい福祉課または計画相談支援事業所へご相談ください。
--	--------------------------------------	---

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課)
12	P. 22 (7) 障がい者の社会参加を支える取組	現在の要約筆記者の派遣は、聴覚障がい者のみの集まりには派遣してもらえない。	<p>本市では、「佐世保市意思疎通支援実施要綱」に基づき、日常生活及び社会生活を営むうえで必要な機関において、聴覚障がい者等が意思疎通の伝達を行うため通訳者を必要とする場合に通訳者の派遣を行っています。</p> <p>具体的に・公的機関等への申請手続き、相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院など 医療機関の受診</li> <li>・学校行事等への参加（保護者会、家庭訪問等）</li> <li>・冠婚葬祭への出席</li> <li>・就職に関する事</li> <li>・住まいに関する事（入居説明会など）</li> </ul> <p>といったものが主な対象となります。</p> <p>本市では、原則、個人を対象に社会活動支援を目的として事業を実施しております。</p> <p>団体活動への要約筆記者派遣は実施しておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
13	P. 44⑥ 意思疎通支援事業	現行の要約筆記者の派遣は、聴覚障がい者のみの集まりには派遣してもらえない。長崎市は派遣してもらえる。佐世保市も同様に派遣してもらえば大変活動が広がる。	No.12 で回答したとおり、本市の制度の趣旨をご理解いただき、原則、団体活動での要約筆記者の利用につきましては、団体にてご準備いただきますようお願いいたします。

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課)
14	P. 46⑪ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	スマートフォンの音声認識の精度が格段に向上しており、実用レベルになっております。要約筆記者養成講座のカリキュラムに音声認識アプリの活用を組み込んでいただきたい。また利用者にはアプリの活用方法の講習会の開催をお願いします。	本市では、厚生労働省が定めた要約筆記者の養成カリキュラムに基づき、養成講座を実施しています。当該カリキュラムに音声認識アプリの活用についての定めがないため、養成講座への導入予定はありません。
15		「UDトーク」の文字誤変換を修正する技術者を養成するための講習会の実施。	ご意見いただきましたものについては、特定のアプリケーションであるため、本市では実施いたしません。
16	P. 46⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	要約筆記の公的派遣制度の中に音声認識アプリを利用する活動も認めていただきたい。その他、難聴者・中途失聴者、および高齢難聴者向けに、市主催の各種講演、議会、会見についても音声認識アプリを活用した字幕表示をお願いしたい。 市施設の会議室などに音声認識アプリを利用するための機材の常設をお願いしたい。 いつでもどこでも字幕がある環境整備をお願いします。大がかりな予算は必要ないと思います。	ご意見ありがとうございます。 今後、音声認識アプリの他都市での利用状況など研究してまいります。

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課・長寿社会課)
17	P. 52 市民後見人制度	令和3年度の計画はないのですか。できない原因は申し立てと裁判所の審判の関係、または個人の知見の問題ですか。P75の項にて大学との連携を掲げました。福祉人材育成コースに市民後見人育成講座もカリキュラムとして検討されみてはどうですか。地域に福祉専門家の育成も行政の計画的な大切な主体的な福祉政策の範疇です。(文科省・厚労省の通達などを地域で解説できるような人づくりが目標) 講座内容は児童心理学・SSW論・社会保障論・精神保健・地域福祉論・権利擁護と成年後見論・医学概論・家族法・社会福祉言論などで地域福祉のリーダー育成可能でしょう。	本市では、市民を対象とした市民後見人を令和3年度から「成年後見支援員」と名称を変え、令和3年度では20名の養成を予定しており、制度の知識の普及啓発を図るとともに、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活用を図り、将来市民後見人として選任された場合においても支援できる体制を整えていきます。



資料編（佐世保市障がい者プラン 計画期間：平成30年度から令和8年度）に対するご意見

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答（障がい福祉課）
18	P.72 療育と教育の充実	この項については佐世保市立学校のことだけを対象にしているのでしょうか。「取り組み内容」県立佐世保支援学校と同じ視点を持って相談体制を図るべきではないでしょうか。	療育と教育の充実に関しては、学校の種類に関係なく取り組んでいくことを念頭に置いています。
19	P.73 進路指導の充実	進路指導や就労指導充実について対応できるように学校との連携して市立中学校へ福祉部から出向いて就職指導を行うのですか。	障がい福祉課から特別支援学校に出向き、障がい福祉サービス利用などの説明や相談を受けています。 これは、特別支援学校にて開催する説明会で、参加対象者を限定せず、障がい福祉サービス利用や障がい者就労などの説明、質疑応答を行っているものです。特別支援学校、障がい福祉事業所、障がい福祉課による合同開催です。
20	P.74 地域住民の交流意識の醸成	どのような形で啓発するのですか。	市広報紙やホームページ、市職員を派遣し行っている出前講座などにより、障がいの種類や特性、周囲の理解の大切さなど啓発を行っております。
21	P.75 理解者・協力者の人材育成	研修だけでは十分ではない。福祉について地域に詳しい人を育てる事業を作る。期間を設けた計画（1年・6か月など）大学との連携で市民福祉人勢育成コースなどの制度設計もあり。大学との地域連携協定の利用。	計画書の内容としては、例えば佐世保市ボランティアセンターを通じたボランティア活動で体験を積み重ねることや、市内大学で実施している履修証明プログラムの受講など、障がいへの理解を深めることが必要と考えております。

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課・教育委員会学校教育課)
22	P.73 特別支援教育の充実	<p>どのように充実を図るのですか。福祉部、または社会福祉協議会の職員が支援教育の充実を図るのですか。正しくは教育委員会との連携協力にて福祉教育を進めるという表現ではないでしょうか。</p>	<p>障がいのある子供の教育においては、その障がいの状態に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが求められます。</p> <p>本計画におきましては、これを踏まえ、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めること、また合理的配慮の考え方にに基づき、指導方法、内容、教材等の工夫に努め、一人一人の教育課題に的確に対応しながら、その充実を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘のとおり、障がいのある子どもやその保護者が抱える様々なニーズや困りごとに対して適切な支援を行っていくためには、関係部局・機関・関係者のネットワーク構築も欠かせません。今後一層、教育体制整備を推進してまいりたいと考えております。</p>
23	P.73 小中学校における教職員の研修の充実	<p>社会福祉学科卒の福祉専門部門の配置もありえる。研修では補えない事案が多数見受けられる現状でこれ以上の職員研修は負担であり児童にとっても不安材料でしかありえない。特別支援学校との職員交流、退職者の採用、専門の教員を配置するように教委へ任せること。またはスクールソーシャルワーカーの増員。</p>	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に一定在籍していることを踏まえると、障がいの特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が全ての教師において求められます。県や市の教育センターと連携を図りながら、まずは教職員が専門性を高めることができる学びの場の提供に努めたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘いただきました、小・中学校と特別支援学校の「校種間交流研修」、また専門性を身につけた退職職員（再任用職員）の配置につきましても、現在取り組んでいるところではありますが、一層の充実を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーに関しましては、令和元年度までは4名体制でしたが、令和2年度には2名増員し6名体制で学校巡回訪問を行うなど積極的な支援を実施しています。今後も状況を見て増員を検討していきたいと思います。</p>

24	P.73 関係者や保護者・住民との交流の機会	どのような形式ですのか事例を挙げてください。	<p>新学習指導要領においては基本的な理念として、「社会に開かれた教育課程」が掲げられ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有することの重要性が示されています。特別支援教育におきましても地域と連携・協働し地域の教育資源や学習環境を活用しながら目指すべき学校教育を実現することが求められており、学習活動や行事などの学校生活の充実を図るために幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに保護者や住民などとの交流の機会を設けていきたいと考えております。</p> <p>具体的には、現在各学校においてそれぞれに自然体験活動やボランティア活動などの特色ある教育活動が推進されており、地域の物的・人的な環境を活用するとともに、その学校への地域や保護者の要請等を踏まえ創意ある教育活動が実践されているところです。</p> <p>また、本市におきましても、保護者や住民の皆様への特別支援教育に対する理解を深めてもらう機会として、市内の小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒の作品を展示する『ふれあい作品展』などを開催したり、心身障がい児（者）育成協議会とともに教育、福祉、医療関係者及び市民を対象とした特別支援教育の講演会を共催したりしています。</p>
----	------------------------	------------------------	---

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課・教育委員会教育総務部総務課)
25	P. 73 学校施設のバリアフリー化について	障害者差別解消法に基づき現在学校で取り組みをされていると思いますが。教育委員会、福祉部どちらの主体ですか。	障がいのある子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、多目的トイレやスロープ等を設置するバリアフリー化を進める必要があります。これら学校施設の改修や特別支援教育補助指導員の配置につきましては、教育委員会が主体となって取り組んでおります。

No.	ご意見の箇所	ご意見の内容	回 答 (障がい福祉課・都市整備部建築指導課)
26	P. 76 福祉環境の整備の促進	確か県の福祉政策は福祉のまちづくり整備基準はユニバーサルデザインではないのでしょうか。身近な課題は公共場所・商店街・スーパーなどでの障がい者の人専用の駐車場への無関心による駐車、また整備不足は企業への教宣不足。災害対応避難場所でのトイレの不備、男女混合利用などの配慮不足。点字道路の不備	本市では、バリアフリー法及び長崎県福祉のまちづくり条例に基づき審査・指導を継続することにより、特定生活関連施設等のバリアフリー化を図っております。長崎県福祉のまちづくり条例は、障害者をはじめとする日常生活や社会生活において行動上の制限を受ける方が、自らの意思で自由に行動し、社会参加ができる生活環境の整備の促進を目的として制定された条例です。 新設する施設についてはもちろんですが、既存の施設等を持つ企業に関しても現在実施しております審査・指導を継続することにより、今後もバリアフリー化の推進を図っていきます。 特に市民の身近な行政窓口である本庁や支所、災害時の避難所となる公民館などの公共施設に関しましては、重点的にバリアフリー化を推進していきます。